

滝沢市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)に基づく事務のうち、岩手県の手務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の定めによるところにより滝沢市が処理することとされたものの施行について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(鳥獣の捕獲等の許可の申請)

第2条 省令第7条第1項の規定による申請のうち、鳥獣の捕獲等の許可の申請は、鳥獣の捕獲等許可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 被害状況調書(様式第2号)
- (2) 有害鳥獣捕獲等実施計画書(様式第3号)

2 被害者等から依頼を受けて前項の申請を行おうとする者は、前項に規定するもののほか、有害鳥獣捕獲等依頼書(様式第4号)を添付するものとする。

(従事者証の交付の申請)

第3条 省令第7条第7項の規定による申請は、従事者証交付申請書(様式第5号)により行うものとする。

(許可行為)

第4条 市長は、前2条の申請があったときは、法第9条第3項の規定により、その内容を審査し、鳥獣の捕獲等の許可の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可の決定をしたときは、許可証(省令様式第一)及び腕章を交付するものとする。

3 市長は、法人に対し第1項の規定による許可の決定をしたときは、従事者証(省令様式第二)及び腕章を交付するとともに、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 従事者が捕獲等を実施するときは、従事者証の携帯及び腕章の着用をすること。

(2) 法人が捕獲等の実施について従事者へ行う指示は、鳥獣捕獲事業指示書（様式第6号）の交付により行うこと。

(3) 法人は、鳥獣捕獲従事者台帳（様式第7号）を備え付けること。

（許可証等の再交付の申請）

第5条 省令第7条第10項の規定による申請は、許可証等再交付申請書（様式第8号）により行うものとする。

（許可証等の住所等変更の届出）

第6条 省令第7条第11項及び第12項の規定による届出は、許可証等に係る住所等変更届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出をしようとする者は、省令第7条第11項の規定による届出の場合にあっては同項の許可証を、同条第12項の規定による届出の場合にあっては同項の従事者証を市長に提出し、変更に係る事項の記載を受けなければならない。

（許可証等の亡失の届出）

第7条 省令第7条第13項及び第14項の規定による届出は、許可証等亡失届出書（様式第10号）により行うものとする。

（鳥獣の捕獲等の結果の報告）

第8条 法第9条第13項の規定による報告は、有害鳥獣捕獲等実施報告書（様式第11号）により行うものとする。

（許可等に係る措置命令）

第9条 法第10条第1項及び第2項の措置命令は、措置命令書（様式第12号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)
 様式第1号 (第2条関係)

鳥獣の捕獲等許可申請書

年 月 日

滝沢市長 様

(郵便番号)

住 所

職 業

ふりがな

氏 名

(記名押印又は署名)

{ 法人にあつては、名 }
 { 称及び代表者の氏名 }

生年月日 年 月 日

電話番号

鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

捕獲等を行う鳥獣の種類及び数量		
捕 獲 等 の 目 的		
捕 獲 等 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
捕 獲 等 の 区 域		
捕 獲 等 の 方 法		
捕 獲 等 を し た 後 の 処 置		
学術研究を目的とする場合にあつては、研究の事項及び方法		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その場所の位置、名称及び理由又は猟区設定者の承認の有無		
狩猟免許を受けている場合	種類及び番号	第 号
	免許を与えた都道府県知事名	
	交付年月日	年 月 日
銃器を使用する場合	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
備 考		

注 申請書には捕獲等を使用とする場所を明らかにした図面及び銃器以外の方法を用いて捕獲等をする場合は方法を明らかにした図面を添付すること。

被害状況調書

被害地域	
捕獲等又は卵の採取等 をしようとする鳥獣の 種類及び数量	
被害の対象 （農作物名又は種類）	
被害の態様（状況）	
被害の程度 （減収量又は被害額 等）	

- 注 1 被害状況写真を添付すること。
2 被害等の発生予察による申請の場合は、過去3年間の状況を記載すること。

様式第4号（第2条関係）
様式第4号（第2条関係）

有害鳥獣捕獲等依頼書

年 月 日

（被依頼者） 様

住 所
職 業
氏 名

（記名押印又は署名）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による有害鳥獣捕獲等を次のとおり依頼します。

被依頼者	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
捕獲等を依頼する鳥獣の種類及び数量		
区域又は場所		
期 間		
被害の対象 （農作物名又は種類）		
被害の態様（状況）		
被害の程度 （減収量又は被害額等）		
依頼する理由		

（注） 被害状況写真を添付すること。

様式第5号 (第3条関係)
 様式第5号 (第3条関係)

従事者証交付申請書

年 月 日

滝沢市長 様

(郵便番号)
 住 所
 {法人にあつては、名}
 称及び代表者の氏名
 ふりがな
 氏 名
 (記名押印又は署名)
 電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定に基づき、
 鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等又は採取 等に係る許可証	番 号									
	交 付 年 月 日	年 月 日								
捕獲等に従事する者の住所、職業、氏名、生年月日等										
住所	職業	氏名	生年月日	狩猟免許を受けている場合			銃器を使用する場合			備考
				種類及 び番号	免許を与え た都道府県 知事名	交 付 年 月 日	所持許可 証番号	交 付 年 月 日	銃砲の 種類	
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		
			年 月 日			年 月 日		年 月 日		

- 注1 鳥獣捕獲等許可申請書と同時に提出する場合は、「捕獲等に係る許可証」の「番号」及び「交付年月日」の欄には、記載しない。
- 2 従事者が複数で申請する場合にあつては、従事者全員について別紙を添付すること。

様式第8号（第5条関係）
様式第8号（第5条関係）

許可証等再交付申請書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
職業
生年月日
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項の規定により、
 許可証（鳥獣の捕獲等）

を亡失（滅失）したので、次のとおり申請します。

従事者証

	種類	枚数
許可証等の種類	許可証（鳥獣の捕獲等）	枚
	従事者証	枚
許可証等の番号		
交付年月日		
亡失（滅失）した年月日		
亡失（滅失）した事情		

様式第9号（第6条関係）
 様式第9号（第6条関係）

許可証等に係る住所等変更届出書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所
 氏名
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 職業
 生年月日
 電話番号

許可証等の住所等を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

第7条11項

律施行規則 の規定により、届け出ます。

第7条12項

住所（所在地）	新	
	旧	
氏名（名称又は 代表者の氏名）	新	
	旧	
変更の年月日	年 月 日	
交付を受けた許可証等 の種類番号	<input type="checkbox"/> 許可証 第 号 交付 年 月 日 <input type="checkbox"/> 従事者証 第 号 交付 年 月 日	

- 届出に当たっては、変更に係る許可証等を提示すること。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項の規定による届出の場合にあつては、「住所」欄及び「氏名」欄には当該変更に係る従事者証に記載された者の住所又は氏名を記載すること。

様式第10号 (第7条関係)
様式第10号 (第7条関係)

許可証等亡失届出書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
職業
生年月日
電話番号

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行

第7条14項

規則 の規定により、届け出ます。

第7条15項

許可証等の種類	許可証 (鳥獣の捕獲等) 従事者証
許可証等の番号	第 号
交付年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日
亡失の事情	

様式第11号（第8条関係）
 様式第11号（第8条関係）

有害鳥獣捕獲等実施報告書

年 月 日

滝沢市長 様

申請者 住所
 氏名
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 職業
 生年月日
 電話番号

年 月 日付けで許可のあつた有害鳥獣捕獲等を実施したので次のとおり
 報告します。

実施期間					
実施場所（区域）					
従事者氏名	番号	捕獲した鳥獣の種類別員数			処置の概要
		種類			
備考					

注 捕獲数が有害鳥獣捕獲等実施計画書8割に満たない場合は、その理由を備考欄に記載
 すること。

措置命令書

年 月 日

様

滝沢市長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり命ずる。

措置命令を受ける者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事業所の所在地、名所及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	
措置命令を受けることとなった事由又は許可		
措置命令の内容		
措置命令の期間	年 月 から 年 月 日まで	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。